

指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 松原メイフラワー病院が実施する指定（介護予防）通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 本事業の運営の方針は、以下のとおりとする。

（1）指定通所リハビリテーションは、利用者が要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

（2）提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図る。

2 事業実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 松原メイフラワー病院 通所リハビリテーション
- 2 所在地 兵庫県加東藤田944-25

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

1 管理者 1人

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

2 医師 1人（常勤 1人）以上

診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、利用者の心身の状況、病歴及びその置かれている環境等を踏まえ、理学療法士その他の従業者と共同して、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画（以下、「通所リハビリテーション計画」という。）を作成するとともに、適切なリハビリテーションが行えるよう利用者の健康状態等を把握する。

3 理学療法士 1人（常勤 1人）

医師と連携して、前号の通所リハビリテーション計画を作成するとともに、利用者に対して理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。

4 介護職員 1人（常勤 1人）以上

医師等の指示のもと、第2号の通所リハビリテーション計画に従ったサービスを実施する。また、サービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載する。

5 事務職員 1人（常勤職員 1人）以上

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、災害、悪天候等やむを得ない事情が生じた場合は、利用者等に連絡の上変更することがある。

1 営業日 月曜日～金曜日とする。

ただし、年末年始（12月30日から1月3日まで）及び国民の休日は除く。

2 営業時間 月曜日～金曜日 9時00分～18時00分

3 サービス提供時間（前号の時間から送迎に要する時間を除く時間）

月曜日～金曜日 9時30分～11時・11時～12時30分・12時30分～14時00分・14時00分～15時30分

(指定通所リハビリテーションの実施単位および利用定員)

第6条 本事業所の実施単位は4単位とする。

2 本事業所の利用定員は、1単位につき4人とする。

(指定通所リハビリテーションの内容)

第7条 事業所が行う通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- 1 通所リハビリテーション計画の作成
- 2 医学的管理下でのリハビリテーション
- 3 その他の介護の提供
- 4 介護に関する相談援助

(指定通所リハビリテーションの利用料その他の費用)

第8条 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、別表のとおり厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護保険の負担割合証に応じたものとする。

- 2 前項に定めるものの他、別途費用が生じた場合、事業所は利用者から当該費用の支払を受けるものとし、その額は別表のとおりとする。
- 3 事業所が利用者から前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
- 4 事業所が利用者から指定通所リハビリテーションに関する費用の支払を受けたときは、サービス及び料金の内容・金額を記載した、領収証書及びサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。
- 5 前項の規定は現物給付、法定代理受領とならない利用料の支払を受けた場合にも適用する。なお、この場合、利用者又はその家族からの求めがあれば、要介護認定申請等必要な手続きについて説明・助言を行うこととする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、兵庫県加東市、小野市とする。当該実施地域以外からの利用希望については要相談とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者が事業所の提供するサービスを利用するに当たっての留意事項は次のとおりとする。

- 1 利用者又はその家族は、利用者の心身の状況等に変化が見られた場合は、速やかに事業所の従業者に連絡すること。
- 2 事業所の設備・備品を利用する際には、事業所の従業者の指示に従うこと。
- 3 他のサービス利用者の迷惑となる行動等を慎むこと。（喫煙の禁止等）

(衛生管理及び感染症対策)

第11条 利用者の使用する施設、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 本事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所及びその従業者は、風水害、地震、火災等の非常災害に際して、利用者の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置を取らなければならない。

- 2 事業所の従業者は、消火設備、救急品、避難器具等の備付け及びその使用方法並びに非常災害時の避難場所及び避難経路を熟知しておかななければならない。
- 3 事業所の従業者は、非常災害等を発見又は発生の危険性を察知したときは、臨機の措置を取るとともに、所轄消防署に通報する等の適切な措置を講じ、その被害を最小限にとどめるように努めなければならない。
- 4 事業者は、消防法に規定される防火管理者を定め、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処す

るための計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、定期的に従業者に周知するとともに、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

- 第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制を講ずるものとする。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(緊急時及び事故発生時の対応)

- 第14条 事業所及びその従業者は、サービスの提供中に事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告を行わなければならない。
- 2 管理者もしくは事業所が定めた従業者は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録し、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する。

(居宅介護支援事業者との連携)

- 第15条 事業所は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業者（必要と判断される場合は、他の主治医、保健医療・福祉サービス提供者を含む。）と連携し、次の場合には必要な情報を提供することとする。
- (1) 利用者がサービス計画の変更を希望し、それが適切と判断される場合
 - (2) 次の理由により適切なサービス提供は困難と判断されるとき
 - ① 第6条に定める利用定員を超える場合
 - ② 第9条に定める通常の事業の実施地域域外の利用者で送迎等に対応できない場合
 - ③ 利用者が正当な理由がなく従業者の指示に従わないため、サービス提供ができない場合
 - ④ その他正当な理由により受け入れられないと判断した場合
 - 2 前項第2号③及び④の際に、利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき又は悪化させるおそれがあるとき、及び利用者に不正な受給があるとき等には、意見を付して当該市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）に通知することとする。

(利益供与の禁止)

- 第16条 事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(秘密保持)

- 第17条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。
- 2 前項に定める秘密保持義務は、従業者の離職後もその効力を有する。
 - 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかななければならない。

(苦情処理)

- 第18条 事業者は、提供したサービスに対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
 - 3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
 - 4 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(従業者の研修)

- 第19条 事業者は、従業者の資質向上を図るため、全ての従業者に対し、以下のとおり研修機会を設

けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内に実施
- (2) 継続研修 年1以上実施

(記録の整備)

第20条 事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画
- (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
- (4) 苦情の内容等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存しなければならない。

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は松原メイフラワー病院が定める。

(附 則)

この規程は、令和5年10月1日から施行する。